株主各位

名古屋市中村区岩塚本诵二丁目12番

株式システムリサーチ

代表取締役社長 布 目 秀 樹

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますのでお手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成28年6月24日(金曜日)午前10時
- 2. 場 所 名古屋市中村区岩塚本通二丁目12番 当社本社 7 階会議室
- 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第36期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役 会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第36期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

[◎] 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

[◎] 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.sr-net.co.jp) に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済、金融政策を背景に企業収益や雇用情勢に改善が見られ、緩やかな回復基調にあるものの、新興国経済の減速懸念もあり、先行き不透明な状況で推移いたしました。

一方、当社グループが属する情報サービス産業におきましては、経済産業省の「特定サービス産業動態統計」によると、情報サービス業の売上高合計は平成27年8月までは連続25か月増加していたものの、平成27年9月に一旦減少となり、その後、5か月連続増加しており、平成28年2月の売上高合計は前年同月比2.5%増となりました。主力の「受注ソフトウェア」は、同2.5%増加、「ソフトウェアプロダクツ」は同4.2%増加、「システム等管理運営受託」は同4.3%増加となりました。

このような状況の中、当社の主要顧客である自動車関連製造業をは じめ製造業を中心に、名古屋地区・東京地区でのIT投資需要が旺盛 となっておりますが、反面、技術者が不足している状況となっており ます。

利益面におきましては、顧客のIT投資が堅調に推移していることなどから、技術者の稼働率向上によるアイドルコストの低減が図られております。また、PRM(プロジェクト・リスク・マネジメント)活動の充実により、品質管理・採算管理を強化し、プロジェクト当たりのコスト削減に努めてまいりました。

このような取り組みの結果、業務区分別の売上高につきましては、企業のシステム構築を中心とするSIサービス業務は、自動車関連製造業や機械製造業などからのIT投資需要が堅調に推移しましたが、顧客の要求に対応できる技術者がひっ迫したことなどから、売上高は5,622,021千円(前年同期比1.2%減)となりました。また、ソフトウエア開発業務では、既存顧客からの継続受注を安定的に確保でき堅調

に推移したことに加え、新規顧客などからの案件を積極的に受注した結果、売上高は4,301,233千円(前年同期比18.1%増)となりました。ソフトウエアプロダクト業務におきましては、パッケージソフトウエアの売上が伸び悩んだことにより、売上高は396,498千円(前年同期比24.0%減)、商品販売におきましては、情報機器、ネットワーク機器等の販売により、売上高は138,088千円(前年同期比11.5%減)となりました。その他WEBサイトの運営等での売上高は7,955千円(前年同期比6.1%増)となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は10,465,797千円(前年同期 比4.4%増)、営業利益863,850千円(前年同期比32.8%増)、経常利益 847,465千円(前年同期比28.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利 益562,644千円(前年同期比37.5%増)となりました。

(2) 対処すべき課題

今後も大きく発展が見込まれるIT業界において、当社が位置する 東海地区は、自動車産業を中心とした製造業が堅調に推移するものと 思われます。このような環境の中、システム開発に係る技術者不足へ の対応、パートナー企業との連携強化、新卒者採用、中途採用の強化 が重要と考えております。また、将来に向けた企業発展のために東京 地区の事業強化を図る必要があることを認識しております。

これらを大きな課題とし、適切な施策を展開することによる事業継続体制の確立と、経営基盤の安定化、事業拡大に向けて邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

特記すべき事項はありません。

- (4) 資金調達の状況 特記すべき事項はありません。
- (5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当する事項はありません。
- (6) 他の会社の事業の譲受けの状況 該当する事項はありません。
- (7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務 の承継の状況 該当する事項はありません。
- (8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分 の状況 該当する事項はありません。

(9) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

	区	分		第 33 期 (平成24年度)	第 34 期 (平成25年度)	第 35 期 (平成26年度)	第36期(当期) (平成27年度)
売	上	高	(千円)	7, 629, 817	9, 103, 450	10, 019, 739	10, 465, 797
経	常利	益	(千円)	364, 549	576, 190	660, 653	847, 465
親会社株	主に帰属する当期	開純利益	(千円)	226, 820	374, 204	409, 043	562, 644
1株当	首たり当期綱	鯏益	(円)	54. 26	89. 53	97.87	134. 62
総	資	産	(千円)	5, 431, 650	5, 900, 553	6, 660, 350	7, 103, 623
純	資	産	(千円)	2, 412, 585	2, 679, 624	3, 254, 595	3, 603, 344

- (注) 1.「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日) 等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する 当期純利益」としております。
- (注) 2. 平成28年4月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行いましたが、 第33期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利 益を算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

	区	分		第 33 期 (平成24年度)	第 34 期 (平成25年度)	第 35 期 (平成26年度)	第36期(当期) (平成27年度)
売	上	高	(千円)	6, 909, 137	8, 216, 742	9, 656, 371	10, 454, 201
経	常利	益	(千円)	333, 367	457, 556	703, 152	848, 013
当	期純利	益	(千円)	192, 015	275, 084	488, 798	563, 194
1 株	当たり当期純	利益	(円)	45. 94	65. 81	116. 95	134. 75
総	資	産	(千円)	5, 177, 643	5, 457, 072	6, 572, 839	7, 173, 780
純	資	産	(千円)	2, 432, 810	2, 603, 020	3, 196, 658	3, 654, 521

(注) 平成28年4月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行いましたが、第33期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を 算出しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

子会社の状況

	名 称	資本金	出資比率	主要な事業内容
Ī	株式会社ソエル	20,000千円	75%	ソフトウエア開発

(11) 主要な事業内容

- ① SIサービス業務
- ② ソフトウエア開発業務
- ③ ソフトウエアプロダクト業務
- ④ 商品販売
- ⑤ その他

(12) 主要な事業所

① 当社

本 社 名古屋市中村区 開発センター 名古屋市中村区 技術センター 名古屋市中村区 情報センター 名古屋市中村区 東京支店 東京都新宿区 大阪市西区

② 子会社

株式会社ソエル 岐阜県大垣市

(13) 従業員の状況

① 企業集団の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
817名	41名増	33.3歳	7.7年

② 当社の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
806名	40名増	33.4歳	7.7年

(14) 主要な借入先の状況

	借	±		入			4	先			借	入	金	残	高
株	式	会	社	ŋ	7	<u>-</u>	な	釗	艮	行				48	手円 4,500
株	式 会	社	三	菱 東	京	U	F	J	銀	行				38	6, 199
株	式	会	社	三	井	住	友	Ž	银	行				27	1,047
株	式	会	社	み	す	22	ほ	釗	艮	行				18	8, 923
日	本	生	命	保	険	相	互.	÷	슺	社				15	0,600
株	式	숲	27	社	+	7	<u> </u>	銀		行				14	7, 262

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 6,800,000株

(2) 発行済株式の総数

2,090,000株(自己株式376株を含む)

(3) 単元株式数

100株

(4) 株主数

2,079名

(5) 大株主

株	3	È	名	持株数(株)	持株比率(%)
Щ	田	敏	行	390, 400	18. 68
シン	ステムリサー	チ従業員	持株会	174, 716	8. 36
伊	藤	範	久	146, 200	6. 99
布	目	秀	樹	79, 800	3. 81
日本	マスタートラスト信	托銀行株式会社	(信託口)	74, 300	3. 55
株	式 会 社 豊	通シス	コム	50,000	2. 39
大	澤	3 出	巳	45, 800	2. 19
久	保日	田 信	治	32, 800	1.56
新	海	秀	治	31, 500	1.50
有	限会社	福田	商事	30,000	1. 43

(注) 持株比率は、自己株式376株を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

個人投資家層の拡大ならびに株式の流通の活性化を図るため、平 成28年4月1日付で1株につき2株の割合をもって株式分割を実施 いたしました。これにより、発行可能株式総数は6,800,000株増加し て13,600,000株、発行済株式総数は2,090,000株増加して4,180,000 株となっております。

会社の新株予約権等に関する事項 3.

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(平成28年3月31日現在)

							(十成20十分月31日96日)
会社	上におけ	る地位	E	£	名	Ż	担当および重要な兼職の状況
代表	表取締律	役会長	山	田	敏	行	株式会社ソエル取締役
代表	表取締律	设社長	布	目	秀	樹	株式会社ソエル取締役
取	締	役	安	藤	正	実	システム技術1部、システム技術2部、 東京支店、イリイソリューション部担当
取	締	役	平	Щ		宏	システム開発1部、システム開発2部、システム開発3部、大阪支店担当
取	締	役	安	井		悟	
取	締	役	近	藤		登	
常	勤監	査 役	上	田	美作	弋子	株式会社ソエル監査役
常	勤監	査 役	Л	П	士	郎	
監	査	役	西	河		直	

- (注) 1. 取締役のうち安井悟、近藤登の両氏は社外取締役であります。
 - 2. 取締役安井悟氏は、会社経営に係る豊富な経験および幅広い見識を有して おります。また、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ておりま す。
 - 3. 取締役近藤登氏は、会社経営に係る豊富な経験および幅広い見識を有して おります。また、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ておりま す。
 - 4. 監査役のうち川口士郎、西河直の両氏は社外監査役であります。
 - 5. 監査役上田美代子氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務 および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 6. 監査役川口士郎氏は、会社経営等に係る豊富な経験および幅広い見識を有 しております。また、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出てお ります。
 - 7. 監査役西河直氏は、会社経営等に係る豊富な経験および幅広い見識を有しております。また、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

- ① 平成27年6月24日開催の第36回定時株主総会において、近藤登氏 は新たに取締役に、上田美代子氏は、新たに監査役に選任され、 就任しております。
- ② 平成27年6月24日開催の第36回定時株主総会終結の時をもって、 取締役上田美代子氏および、監査役増田英雄、高亀義明の両氏は 任期満了により退任しております。
- ③ 安藤正実氏は平成28年3月31日に取締役を辞任いたしました。なお当該取締役の地位および担当は退任時の地位および担当であります。なお、安藤正実氏は平成28年4月1日に当社顧問に就任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と安井悟、近藤登、川口士郎、西河直の4氏との間において、 会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当 該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令が定める最低限度額となり ます。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数(人)	報酬等の総額(千円)
取 締 役 (うち、社外取締役)	7 (2)	90, 450 (6, 000)
監 査 役 (うち、社外監査役)	5 (3)	20, 700 (11, 100)
合 計	12	111, 150

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係 該当する事項はありません。
- ② 当社または当社の特定関係事業者との業務執行取締役等の親族関係 該当する事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度におきまして、取締役会を計24回および監査役会を計15回開催し、川口士郎、西河直の両氏は全てに出席いたしました。両氏とも社外での経験、見識に基づいて監査役の立場から必要な発言を適 育行っております。

安井悟氏は、開催した全ての取締役会に出席し、社外での経験、見 識に基づいた見地から発言を行っております。

近藤登氏は、平成27年6月24日就任以後に開催した18回の取締役会のうちすべてに出席し、社外での経験、見識に基づいた見地から発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	金額 (千円)
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	20, 000
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業 務に係る報酬等の額	_
当社および当社の子会社が支払うべき金銭 その他財産上の利益の合計額	20, 000

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠などが、当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融 商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記 の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、経営上必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任または不再任とした理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月(平成28年1月1日から同年3月31日まで)の処分を受けました。当社は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組みおよび当社に対

する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを評価し、今後も 同監査法人による継続的な監査を行うことが最善との判断に至ってお ります。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保する体制

当社は、会社法(第362条第4項第6号)の規定により、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を図り、その基本方針を会社法施行規則(第100条)に沿って定めることにより、当社および関係会社の企業統治の実効性を高めることで、経営の持続的な安定・発展を果たすことを目的としております。

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 取締役の職務執行に係る文書、その他の情報については、「文書管 理規程」および情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)に おける運用ルール等に基づき、適切に保管および管理を行うものとする。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業経営の中で考えられるリスクについては、「コンプライアンス管理規程」「危機管理規程」「内部監査規程」等の社内規程および情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)における運用ルール等を整備するとともに、必要な教育・訓練を実施し、組織横断的な監視を可能にする体制を構築する。

また、内部監査室は、全社的なリスク管理体制の構築・運用状況についての内部監査を実施し、その内容を代表取締役社長に報告する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための基礎と して、定例取締役会(毎月1回)を開催し、年度経営計画・中期経営計 画に基づく予算管理・重要事項の決定ならびに取締役の職務の執行を 監督する。また、取締役会の監督機能強化を目的として、取締役会に は監査役も出席する。確認した経営計画の進捗により、必要に応じ、 対応策の検討や見直しを行う。 ④ 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを 確保するための体制

取締役および使用人(以下、「従業員」という)の法令・定款および 企業倫理の遵守を徹底するため、事務管理部担当役員の下に法務担当 者を置くとともに、「コンプライアンス管理規程」を設定し、コンプ ライアンスの維持・向上を図り、取締役および従業員に対する教育・ 研修を実施する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応するものとし、反社会的勢力との取引関係の排除、その他一切の関係を排除する。また、事務管理部において、警察・弁護士等の外部機関や関連団体との信頼関係の構築と情報交換等を行うことで、反社会的勢力排除に係る連携体制を維持する。

また、コンプライアンス違反および疑義がある行為については、「内部通報制度運用規程」を設定し、これに沿った運用を行うとともに、通報者の立場を守る。法務担当者は、上記取組みをサポートするとともに、必要に応じ顧問弁護士等の相談窓口を整備する。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する ための体制

関係会社の指導および育成を図り、グループとしての方針の一元化・経営効率の向上を目的とし「関係会社管理規程」、「コンプライアンス管理規程」および「危機管理規程」を設定し、これに定める各管理項目については、それぞれの担当部門の立場で管理・支援・指導を行い、事務管理部担当役員は全体を統括する。

内部監査室は、当社における子会社管理状態について内部監査を実施するとともに、その結果、子会社での直接確認が必要と判断した場合には、子会社に出向き、協力を得たうえで、必要事項の実態を調査し、その結果を当社代表取締役社長に報告するものとする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 監査役が必要とした場合、監査業務の支援のために補助すべき従業員を置くことができる。この従業員の決定に関しては、事前に監査役と協議のうえ、取締役会にて指名するものとする。
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項監査役は、指名された従業員に補助が必要な重要事項の指示命令ができるものとし、監査役から監査業務に必要な指示命令を受けた従業員は、取締役の指示命令を受けないものとする。また、指名された従業員が他部署の業務を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。
- ⑧ 監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制

取締役および従業員は、当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事項および不正行為や重要な法令・定款違反行為を知りえた場合、「内部通報制度運用規程」に基づき、その内容をただちに報告するものとする。また、「コンプライアンス管理規程」に基づき、同規程に違反する事実を知りえた場合も上記と同様とする。また、子会社からの内部通報は、当社の代表取締役社長、事務管理部法務担当者、監査役等に直接通報できるものとする。これにより情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。

上記について、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および従業 員に対して報告を求めることができる。 ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方 針に関する事項

監査役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に 応じて、会社の費用で法律・会計の専門家に相談することができる。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役は、「監査役会規則」「監査役監査基準」に基づく権限を持ち 独立性を確立するとともに、内部監査室・会計監査人との緊密な連携 を維持し、自らの監査の実効性を確保する。

また、監査役は代表取締役社長および取締役との定期的な意見交換会を開催する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は「コンプライアンス委員会」を四半期毎に開催し、インサイダー取引規制の啓蒙や労働者派遣法などの法改正対応を確認することでコンプライアンスの維持・向上を図りました。また、「危機管理規程」に基づき、危機管理に関する必要な施策および導入ならびに監督を行う「危機管理委員会」を四半期毎に開催し、子会社を含む当社グループのリスク評価を行いました。さらに、当社本社地区は、東海地震など大規模地震の対象地域にあることから避難訓練や、災害発生時にいち早く安否確認を可能とするための安否確認訓練を実施し、その管理レベルの向上およびリスク低減に努めました。

当社の取締役会は、社外取締役2名で構成し、監査役3名も出席したうえで開催し、取締役の業務執行を監督しました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、各自の権限および責任の範囲で、職務を執行しました。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を 当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営および当社に よる実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査室は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守事項について、各部室を対象とする監査を実施し、その結果および改善状況を代表取締役および監査役会に報告しました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握しました。さらに、取締役会をはじめ経営会議、コンプライアンス委員会等重要会議に出席するとともに、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、取締役および使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査役は、稟議書などの重要な決議書類の閲覧、さらに業務および財産の状況の調査等により厳正な監査を行いました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針 該当する事項はありません。

(注) 本事業報告に記載の金額等は、表示未満の端数を切り捨てております。

— 19 —

連 結 貸 借 対 照 表 (平成28年3月31日現在)

資 産 の 音	ß	負 債 の 音	ß
科目	金 額	科目	金 額
流動資産	5, 351, 338	流動負債	2, 690, 923
現金及び預金	2, 857, 737	買 掛 金	363, 539
受取手形及び売掛金	2, 135, 518	1年内返済予定の長期借入金	883, 323
商品及び製品	3, 661	未 払 法 人 税 等	189, 628
仕 掛 品	95, 289	賞 与 引 当 金	553, 430
貯 蔵 品	6, 211	そ の 他	701, 002
繰 延 税 金 資 産	211, 390	固 定 負 債	809, 354
そ の 他	41,742	長期借入金	745, 208
貸 倒 引 当 金	△213	繰延税金負債	64, 146
固 定 資 産	1, 752, 284	負 債 合 計	3, 500, 278
有 形 固 定 資 産	1, 143, 689	純資産の音	<u></u>
建物及び構築物	524, 529	株 主 資 本	3, 644, 149
土地	604, 806	資 本 金	550, 150
そ の 他	14, 353	資 本 剰 余 金	517, 550
無形固定資産	177, 906	利 益 剰 余 金	2, 576, 950
ソフトウエア	169, 656	自 己 株 式	△500
そ の 他	8, 249	その他の包括利益累計額	△43, 891
投資その他の資産	430, 688	その他有価証券評価差額金	4, 633
投 資 有 価 証 券	22, 491	退職給付に係る調整累計額	△48, 525
退職給付に係る資産	205, 832	非支配株主持分	3, 087
そ の 他	202, 364	純 資 産 合 計	3, 603, 344
資 産 合 計	7, 103, 623	負債及び純資産合計	7, 103, 623

連結損益計算書

(平成27年4月1日から) (平成28年3月31日まで)

	į	科		目		金	額
売		上	高				10, 465, 797
売	上	原	価				8, 184, 503
	売	上	総和	益			2, 281, 293
販	売費及	び一般智	管理費				1, 417, 442
	営	業	利	益			863, 850
営	業	外 収	益				
	受	取	秉	:[]	息	76	
	受	取	配	当	金	372	
	受	取	保	険	金	2,000	
	助	成	金	収	入	11, 227	
	保	険	配	当	金	301	
	受	取	手	数	料	2, 785	
	そ		\mathcal{O}		他	2, 749	19, 512
営	業	外 費	用				
	支	払	禾	:[]	息	11, 650	
	上	場	関 連	費	用	24, 163	
	そ		Ø		他	83	35, 897
	経	常	利	益			847, 465
特	別	損	失				
		定資		余 却	損	27	
	事	務所	移車	云費	用	5, 860	5, 888
税	金 等		前当其		益		841, 576
	人税、		税及で	び事業	税	272, 971	
法	人		等 調	整	額	6, 144	279, 115
当			純	利	益		562, 461
				吨損失 (/			△183
親:	会社株	主に帰	属する	当期純利	益		562, 644

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

				(1 1 1 1 1 1 1 1 1	
		株主資本			
	資 本 金 資	資本剰余金 利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	550, 150	517, 550 2, 118, 788	△410	3, 186, 078	
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△104, 483		△104, 483	
親会社株主に帰属 する 当期 純利 益		562, 644		562, 644	
自己株式の取得			△89	△89	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	- 458, 161	△89	458, 071	
当 期 末 残 高	550, 150	517, 550 2, 576, 950	△500	3, 644, 149	

)包括利 退職給付に係る 調整累計額		非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	5, 391	59, 854	65, 246	3, 270	3, 254, 595
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△104, 483
親会社株主に帰属する当期純利益					562, 644
自己株式の取得					△89
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△758	△108, 379	△109, 138	△183	△109, 321
当期変動額合計	△758	△108, 379	△109, 138	△183	348, 749
当期末残高	4, 633	△48, 525	△43, 891	3, 087	3, 603, 344

連結注記表

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社ソエル

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社および関連会社はありませんので、該当事項はありません。

- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
- (4) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - 1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

2)たな制資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法) を採用しております。

商品・製品・仕掛品

個別法

貯蔵品

最終仕入原価法

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - 1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

建物(建物附属設備を除く)

定額法

建物以外

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

— 23 **—**

建物

2)無形固定資産(リース資産を除く)

市場販売目的のソフトウエア

残存有効期間(見込有効期間3年)に基づく均等配分額を下限とした、見込販売数量に基づく償却方法

自社利用のソフトウエア

社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法 その他

定額法

3)長期前払費用

均等償却

なお、主な償却期間は5年であります。

③ 重要な引当金の計上基準

1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については 貸倒実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権等につい ては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上してお ります。

2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

3)受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能なものについては、損失見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末における引当金残高はありません。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウエアに係る収益および費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト

工事進行基準(プロジェクトの進捗率の見積りは原価比例 法)

その他のプロジェクト 工事完成基準

- ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
 - 1)消費税等の会計処理方法 税抜処理を採用しております。
 - 2) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会 計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定 式基準によっております。

数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間 以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理して おります。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従 業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定 額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から 費用処理しております。

2. 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2 項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第 57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年 度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記 資産から直接控除した減価償却累計額 有形固定資産 469,372千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	增加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
発行済株式				
普通株式	2, 090, 000	_	_	2,090,000
自己株式				
普通株式	340	36	_	376

(注) 当社は平成28年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式 分割を行っておりますが、当該注記に記載している事項は、株式分 割前の株式数を基準としております。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日定時株主総会	普通株式	104, 483	50.00	平成27年 3月31日	平成27年 6月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	125, 377	60.00	平成28年 3月31日	平成28年 6月27日

(注) 当社は平成28年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式 分割を行っておりますが、基準日が平成28年3月31日のため、株式 分割前の株式数を基準に配当を実施いたします。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの 与信管理取扱要領に沿ってリスク低減を図っております。また、投 資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごと に時価の把握を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、 当社グループでは、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により 管理をしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位: 千円)

			(
	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預金	2, 857, 737	2, 857, 737	
②受取手形及び売掛金	2, 135, 518	2, 135, 518	
③投資有価証券			
その他有価証券	15, 372	15, 372	
資産計	5, 008, 628	5, 008, 628	
④買掛金	363, 539	363, 539	_
⑤長期借入金	1, 628, 531	1, 629, 523	992
負債計	1, 992, 070	1, 993, 062	992

(注1) 金融商品の時価の算定方法

- ① 現金及び預金、ならびに ② 受取手形及び売掛金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ③ 投資有価証券 投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によってお ります。

④ 買掛金

買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品 非上場株式(連結貸借対照表計上額7,118千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。
- 6. 1株当たり情報に関する注記
 - (1) 1株当たり純資産額

861円46銭

(2) 1株当たり当期純利益金額

134円62銭

(注) 当社は平成28年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式 分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行 われたものと仮定して1株当たり純資産額および1株当たり当期純 利益金額を算出しております。

7. 重要な後発事象に関する注記

平成28年2月10日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成28年4月1日付で、次のとおり株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更を実施しております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、株式の流動性を高めることで投資家の皆様により投資しやすい環境を整え、投資家層の更なる拡大を目的とするものです。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

平成28年3月31日(木曜日)を基準日として、同日最終の株主 名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき 2株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式の分割前の発行済株式総数 2,090,000株 株式の分割により増加する株式数 2,090,000株 株式の分割後の発行済株式総数 4,180,000株 株式の分割後の発行可能株式総数 13,600,000株

③ 分割の日程

 基準日
 平成28年3月31日(木曜日)

 効力発生日
 平成28年4月1日(金曜日)

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割による影響については、「1株当たり情報に関する 注記」に記載しております。

記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表 (平成28年3月31日現在)

資産の	FIS .	負 債 の 部	3
科目	金 額	科目	金 額
流 動 資 産	5, 334, 104	流動負債	2, 688, 609
現金及び預金	2, 843, 311	買 掛 金	365, 645
売 掛 金	2, 134, 823	1年内返済予定の長期借入金	883, 323
商品及び製品	3, 661	未 払 金	143, 458
仕 掛 品	93, 892	未 払 費 用	201, 335
貯 蔵 品	6, 211	未 払 法 人 税 等	189, 443
前 渡 金	2, 822	未 払 消 費 税 等	153, 160
前 払 費 用	36, 548	預 り 金	59, 165
繰 延 税 金 資 産	211, 390	前 受 収 益	134, 890
そ の 他	1,655	賞 与 引 当 金	552, 174
貸 倒 引 当 金	△213	そ の 他	6,013
固 定 資 産	1, 839, 676	固 定 負 債	830, 650
有 形 固 定 資 産	1, 143, 689	長期借入金	745, 208
建物	521, 790	繰 延 税 金 負 債	85, 442
構築物	2, 738	負 債 合 計	3, 519, 259
車 両 運 搬 具	279	純資産の部	3
工具、器具及び備品	14, 074	株 主 資 本	3, 649, 887
土 地	604, 806	資 本 金	550, 150
無形固定資産	180, 516	資本剰余金	517, 550
ソフトウェア	172, 266	資 本 準 備 金	517, 550
そ の 他	8, 249	利益剰余金	2, 582, 688
投資その他の資産	515, 471	利 益 準 備 金	14, 305
投資有価証券	22, 491	その他利益剰余金	2, 568, 383
関係会社株式	15, 000	別途積立金	630, 000
出 資 金	100	繰越利益剰余金	1, 938, 383
長期前払費用	12, 326	自 己 株 式	△500
前払年金費用	275, 652	評価・換算差額等	4, 633
そ の 他	189, 900	その他有価証券評価差額金	4, 633
		純 資 産 合 計	3, 654, 521
資 産 合 計	7, 173, 780	負債及び純資産合計	7, 173, 780

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

		科			目			金	 額
					H			並	
売		上		高					10, 454, 201
売	上	-	原	価					8, 169, 081
	売	上	総	č.	利	益			2, 285, 120
販	売費及	なびー	般管	理費					1, 417, 015
	営	当	ŧ	利		益			868, 104
営	業	外	収	益					
	受		取		利		息	73	
	受	取		配		当	金	372	
	受	取		保		険	金	2,000	
	助	成		金	Į	仅	入	8, 067	
	保	険		配		当	金	301	
	受	取		手	3	数	料	2, 785	
	そ			\mathcal{O}			他	2, 201	15, 801
営	業	外	費	用					
	支		払		利		息	11,650	
	上	場	関	連	<u> </u>	費	用	24, 163	
	そ			\mathcal{O}			他	79	35, 893
	経	常	常	利		益			848, 013
特	別	J	損	失					
	固	定	資	産	除	却	損	27	
	事	務	所	移	転	費	用	5, 860	5, 888
税	引	前	当	期	純	利	益		842, 124
法	人 税	、住	民	税及	Cκ	事 業	税	272, 786	
法	人	税	4		周	整	額	6, 144	278, 930
当		期	糸	ŧ	利	J	益		563, 194

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から) 平成28年3月31日まで)

		株主資本				
		資本剰余金	利	益 剰 余	金	
	資 本 金	次士淮洪人	40分类性人	その他利	益剰余金	
		貫平华佣金	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	550, 150	517, 550	14, 305	630, 000	1, 479, 672	
当 期 変 動 額						
剰余金の配当					△104, 483	
当 期 純 利 益					563, 194	
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	_	_	_	_	458, 711	
当 期 末 残 高	550, 150	517, 550	14, 305	630, 000	1, 938, 383	

	构	株主資本			
	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	純資産合計
当期首残高	2, 123, 977	△410	3, 191, 266	5, 391	3, 196, 658
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	△104, 483		△104, 483		△104, 483
当 期 純 利 益	563, 194		563, 194		563, 194
自己株式の取得		△89	△89		△89
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				△758	△758
当期変動額合計	458, 711	△89	458, 621	△758	457, 862
当 期 末 残 高	2, 582, 688	△500	3, 649, 887	4, 633	3, 654, 521

個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直 入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

商品•仕掛品

個別法

貯蔵品

最終仕入原価法

- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 (リース資産を除く)

建物(建物附属設備を除く)

定額法

建物以外

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

3~50年

) 無形固定資産(リース資産を除く)

市場販売目的のソフトウエア

残存有効期間(見込有効期間3年)に基づく均等配分額を下限 とした、見込販売数量に基づく償却方法

自社利用のソフトウエア

社内における見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法 その他

定額法

③ 長期前払費用

均等償却

なお、主な償却期間は5年であります。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念債権および破産更生債権等については個別 に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給 見込額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将 来の損失が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能 なものについては、損失見込額を計上しております。

なお、当事業年度末における引当金残高はありません。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。ただし、当事業年度末の年金資産が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、前払年金費用として、投資その他の資産に計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従 業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法 により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理して おります。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表 における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 収益及び費用の計ト基準

受注制作のソフトウエアに係る収益および費用の計上基準 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる プロジェクト

工事進行基準(プロジェクトの進捗率の見積りは原価比例法) その他のプロジェクト

工事完成基準

- (6) 消費税等の会計処理 税坊処理を採用しております。
- 2. 貸借対照表に関する注記
 - (1) 資産から直接控除した減価償却累計額 有形固定資産 469.372千円
 - (2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務 買掛金

2.106千円

未払金

220千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

12,837千円

営業取引以外の取引

48千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当事業年度末 (株)
普通株式	340	36	_	376

(注) 当社は平成28年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株 式分割を行っておりますが、当該注記に記載している事項は、株 式分割前の株式数を基準としております。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	15,142千円
賞与引当金	169,517千円
未払法定福利費	23,563千円
その他	6,758千円
繰延税金資産小計	214,981千円
評価性引当額	△2,841千円
繰延税金資産合計	212, 140千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,033千円
前払年金費用	84,158千円
繰延税金負債合計	86, 192千円
繰延税金資産純額	125,947千円
繰延税金資産(流動)	211,390千円
繰延税金負債 (固定)	85,442千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.1%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.7%、平成30年4月1日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額が9,639千円、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が4,396千円それぞれ減少し、

当事業年度に計上された法人税等調整額が5,349千円、その他有価証券評価差額金が106千円それぞれ増加しております。

- 6. 関連当事者との取引に関する注記 重要性が乏しいため、記載を省略しております。
- 7. 1株当たり情報に関する注記
 - (1) 1株当たり純資産額

874円44銭

(2) 1株当たり当期純利益金額

134円75銭

- (注) 当社は平成28年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額を算出しております。
- 8. 重要な後発事象に関する注記 連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。
- 9. 連結配当規制適用会社に関する注記 当社は、連結配当規制適用会社であります。

記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社システムリサーチ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 髙橋 浩彦 印 業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社システムリサーチの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社システムリサーチ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社システムリサーチ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 髙槗 浩彦 ⑩

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 水野 大 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社システムリサーチの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施 状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその 職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職 務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当である と認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月27日

株式会社システムリサーチ 監査役会

常勤監査役 上 田 美代子 ⑩

常勤監査役(社外監査役) 川口士朗印

社外監査役 西河 直 即

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第36期期末配当につきましては、当社の株式を長期的かつ安定 的に保有していただくため、安定配当を維持することを念頭にお き、業績の動向、資金需要の状況、今後の事業展開を勘案いたし まして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金60円 総額125,377,440円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日 平成28年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」(平成27年法律第73号)により、特定労働者派遣事業(届出制)と一般労働者派遣事業(許可制)の区別が廃止され、すべての労働者派遣事業が許可制となりましたので、目的を変更するものであります。
- (2) 経営体制の一層の充実を図るため、取締役の員数を7名以内から11名以内に変更するものであります。
- (3) 経営体制の一層の充実を図るため、役付取締役に取締役副会長を定めることができる旨を追加するものであります。
- (4) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)に おいて、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査 役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、規定の一部を変更するものであります。(変更案第27条および第34条)。なお、第27条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、つぎのとおりであります。 (下線は変更部分を示します。)

		_	(下線は変更部分を示しよす。)
	現 行 定 款		変 更 案
(目 的	5)	(目 的	
第2条	当会社は、次の事業を営むことを 目的とする。		* *
(1)	~(11)(条文省略)	(1)	~ (11) (現行どおり)
(12)	労働者派遣事業法に基づく <u>一般・</u> 特定労働者派遣事業	(12)	労働者派遣事業法に基づく労働者 派遣事業
(13)	(条文省略)	(13)	(現行どおり)
(員 娄	• • •	(員数	
第19条	当会社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。	第19条	当会社の取締役は、 <u>11</u> 名以内とする。
(代表耳	(代表取締役および役付取締役) (代表取締役および役付取締役)		な締役および役付取締役)
第22条	(条文省略)	第22条	(現行どおり)
2	(条文省略)	2	(現行どおり)
3	取締役会は、その決議によって、 取締役社長1名を選定し必要に応 じて、取締役会長1名並びに、取 締役副社長、専務取締役、常務取 締役各若干名を選定することがで きる。		取締役会は、その決議によって、 取締役社長1名を選定し必要に応 じて、取締役会長1名並びに、取 締役副会長、取締役副社長、専務 取締役、常務取締役各若干名を選 定することができる。
(取締役の責任免除)		(取締名	との責任免除)
	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったことを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	第27条	

現行定款

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償額の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役の責任免除)

- 第34条 当会社は、会社法第426条第1項第34条 の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償額の限度額は、法令が規定する額とする。

変 更 案

2 当会社は、会社法第427条第1項 の規定により、取締役(業務執 行取締役等である者を除く。)と の間に、同法第423条第1項の損 害賠償責任を限定する契約を締 結することができる。ただし、 当該契約に基づく賠償責任の限 度額は、法令が規定する額とす る。

(監査役の責任免除)

- 4条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役川口士郎氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。監査機能強化のため1名増員と合わせ、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候 者 番号	氏 名 (生年月日)		S歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	かおぐち しょう 川 ロ 士 郎 (昭和22年7月27日生)	昭和57年4月 昭和63年2月 平成4年10月 平成7年4月	ント入社 (現㈱日立システムズ) 同社退社 セントラルシステムズ㈱入 社(現TIS㈱) ㈱セントラルインフォメイションシステム出向 (現㈱シーアイエス) 同社 転籍入社(営業統括 部長) 同社取締役経理部長 同社取締役管理本部担当兼 経理部長 同社取符役員企画管理本部 長兼経理部長 同社退社	8, 500株
2 新任	こしかね や ^{すゆき} 越 川 靖 之 (昭和42年5月14日生)	平成5年4月 平成10年10月 平成12年12月 平成23年4月 平成24年7月 平成24年9月	(現㈱新生銀行) 郵政省(現総務省)放送行 政局出向 ㈱新生銀行 公共金融本部	- 株

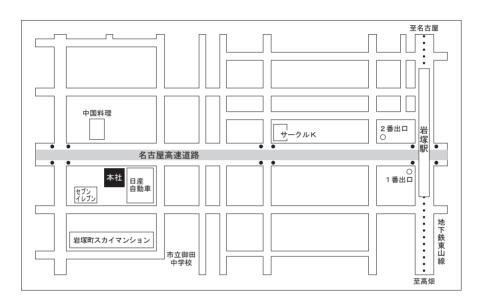
- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 各候補者は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。川口士郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が監査役に再任された場合には引き続き独立役員とする予定であります。また、越川靖之氏が選任された場合は、同様に東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
 - 3. 川口士郎氏は、平成20年6月に当社の社外監査役として選任され就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
 - 4. 社外監査役候補者の選任理由は以下のとおりであります。
 - (1) 川口士郎氏につきましては、当社の現任の社外監査役として監査役の職責を十分に果たしており、引き続き、会社経営等に係る豊富な経験と幅広い見識を基に、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補とするものであります。
 - (2) 越川靖之氏につきましては、銀行業務と金融コンサルタント業における豊富な経験と幅広い見識を基に、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補とするものであります。
 - 5. 社外監査役との責任限定契約については以下のとおりであります。 当社は、川口士郎氏との間で、定款第34条の規定に基づき、会社法第425 条第1項に定める額を損害賠償責任限度額とした責任限定契約を締結して おり、再任が承認された場合は、同契約を継続する予定であります。ま た、越川靖之氏が、社外監査役に選任された場合は、同様の契約を締結 する予定であります。

以上

	〈メ	モ	欄〉
_			
_			
_			

株主総会会場ご案内図

名古屋市中村区岩塚本通二丁目12番 当社本社7階会議室



地下鉄 東山線「岩塚駅」1番出口より西へ徒歩5分

◎駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。